

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

2023年10月1日から開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）におきまして、当行が役務提供を行うサービスに関し発行する適格請求書（インボイス）について、下記のとおりお知らせします。

適格請求書はお客さまが仕入税額控除を受けるために必要となりますので、大切に保管いただくようお願いいたします。

記

当行の適格請求書発行事業者登録番号	T4490001000608
-------------------	----------------

### ◆当行の適格請求書（インボイス）発行について

#### ① 従来、店頭で交付していた領収書

振込手数料、融資関係手数料など取引の都度、店頭でお支払いいただく手数料

**領収書をインボイス制度対応様式で交付します。**

当行の事業者登録番号、税率、税額を追加します。

#### ② 自動振替等でお支払いいただいている手数料

口座振替手数料、自動送金手数料など

**新たに領収書を発行し、月ごとに郵送します。**

毎月1日から月末日までの1カ月分を集計し、お取引のあった月ごとに、取引日または引落日ごとの手数料明細を記載した領収書を毎月発行します。

#### ③ 法人インターネットバンキングでお支払いいただいている手数料

**資金移動に伴う手数料についてはオンライン画面で表示いたします。**

資金移動（振込／振替含む）サービスについては、取引履歴照会結果に税率等の表示を追加します。資金移動サービス以外の手数料については、上記②の領収書の明細に含めて記載します。

#### ④ 従来、郵送等で交付していた請求書

振込等により当行あてにお支払いいただく手数料

**請求書をインボイス制度対応様式で交付します。**

当行の事業者登録番号、税率、税額を追加します。

#### ⑤ A T Mおよび両替機でのお取引

A T Mご利用手数料、A T Mでの振込手数料、両替手数料

**「ご利用明細」等の様式は、現行と変更はありません。**

3万円未満のA T Mや両替機の手数料は、「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当し、適格請求書の交付義務が免除されております。

※ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上